

令和4年6月8日

市政記者各位

財政局技術監理部技術監理課

樹木剪定及び除草の業務委託等における不正に係る刑事告訴について

本市及び外郭団体（以下「本市等」という）が発注した公園や公共施設の維持管理に伴う樹木剪定及び除草の業務委託等において、受注業者が本市等に対し処分費を過大に請求し受け取っていた不正（令和4年2月4日公表、以下「本事案」という）については、長期間にわたって本市等に多額の被害を生じさせた悪質な案件であると判断したことから、本事案の約7割に関与した1社を本日以下のとおり刑事告訴したのでお知らせします。

なお、受注業者に対する不当利得の返還請求については、総額51,361,968円を請求し、令和4年5月末までに全額納付されております。

1 告訴対象者等

(1) 根拠法令

刑法第246条第1項（詐欺罪）

(2) 被告人

株式会社幸陽庭園土木 代表取締役 石崎 幸一

2 告訴状提出日

令和4年6月8日（水）

3 告訴提出先

中央警察署（中央警察署長あて）

4 告訴の趣旨

（株）幸陽庭園土木は、本市が発注した業務委託契約（以下「本件契約」という）において、他の業務委託の報告で使用した処分伝票の写しを、本件契約の業務報告書に添付し公金を詐取したことから、同社の代表取締役である石崎幸一を被告人として告訴する。

さらに、本事案が大規模、長期間、多額の被害を生じさせている観点から、本事案に係る不正の全容について、解明と刑事事件化を求める。

【問い合わせ先】

財政局技術監理部技術監理課 担当：牧野 TEL：711-4844（内線6191）